

# 整いつつある法律

シリーズ2

## インターネット利用者の

### 保護とマナー

インターネット利用者が急増している今、それに関わる法律が次々と整備されてきています。全てを挙げることは難しいので、ここでは特に、2004年以降のものから個人の利用者に大きく関係している法律を抜粋して紹介します。

▼ネット上では、個人情報も含めてじつに多くの情報が行き来しています。それらは確実に保護されなくてはなりません。

2004年5月における電波法(最終改正2006年6月)の改正では、暗号通信を傍受・媒介する者が秘密を漏らしたり窃盗目的で内容を復元すると、懲役や罰金を処すといった規定が新たに設けられました。また、個人情報保護法が施行(2005年4月)され、各事業者や行政に安全保護の設置が義務付けられています。

▼犯罪目的で故意にメールが使

われることもあります。

2004年12月の本人確認法(最終改正2006年9月)改正では、振り込め詐欺などで不正利用が行われないよう、貯金通帳などの譲り受けを禁止する旨が定められました。携帯電話不正利用防止法(2006年4月施行)は、架空請求メールなどでの悪用防止を図ったものです。そして、ATMなどでの不正な払い戻しの被害は、金融機関が原則として保障するといった預貯金者保護法が施行(2006年2月)されています。

▼ネチケット(ネット上でのマナーやルール)を守れない人も後を絶たないようです。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(改正2004年6月)では、対象とする「写真、ビデオテープその他の物」に「電磁的記録に係る記録媒体」が追加されました。ネット上での違法行為にも処罰を課すためです。巧妙かつ悪質化している迷惑メールには、それに対処すべく、特定電子メール送信適正化法(最終改正2006年6月)においての改正が重ねられてきています。

郵便はがき

188-0011

50円切手を貼って  
投函してください

西東京市田無町4-15-11

西東京市民会館内

生活文化課男女平等推進係 行

キリトリ線

## 法律の正式名称

本人確認法

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律

携帯電話不正利用防止法

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

預貯金者保護法

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式払い戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律

お手数でも回答は、  
郵便、FAX( 042-450-0050 )、  
直接、西東京市民会館2階男女平等推進係、  
メール( bunka@city.nishitokyo.lg.jp )  
のいずれかの方法で、お願いいたします。